

厚生労働科学研究の成果に関する評価

(令和6年度報告書)

厚生科学審議会

科学技術部会

令和7年7月17日

厚生労働科学研究の成果に関する評価（令和6年度報告書）

1. はじめに	1
2. 評価目的	2
3. 評価方法	
1) 評価の対象と実施方法	4
2) 各研究事業の記述的評価	4
3) 終了課題の成果の評価	5
4) 評価作業の手順	6
4. 評価結果	
1) 評価対象である研究事業の一覧	7
2) 各研究事業の記述的評価	
I. 行政政策研究分野	
1. 政策科学総合研究事業	
(1) 政策科学推進研究事業	9
(2) 統計情報総合研究事業	11
(3) 臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業	13
(4) 倫理的法的社会的課題研究事業	15
2. 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業	17
3. 厚生労働科学特別研究事業	19
II. 疾病・障害対策研究分野	
1. がん対策推進総合研究事業	
(1) がん政策研究事業	21
2. 生活習慣病・難治性疾患等総合研究事業	
(1) 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業	23
(2) 女性の健康の包括的支援政策総合研究事業	25
(3) 難治性疾患政策研究事業	27
(4) 腎疾患政策研究事業	29
(5) 免疫アレルギー疾患政策研究	31
(6) 移植医療基盤整備研究事業	33
(7) 慢性の痛み政策研究事業	35
3. 長寿・障害総合研究事業	
(1) 長寿科学政策研究事業	37
(2) 認知症政策研究事業	39
(3) 障害者政策総合研究事業	41
4. 感染症対策総合研究事業	
(1) 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業	43

(2) エイズ対策政策研究事業	45
(3) 肝炎等克服政策研究事業	47
Ⅲ. 健康安全確保総合研究分野	
1. 地域医療基盤開発推進研究事業	49
2. 労働安全衛生総合研究事業	51
3. 食品医薬品等リスク分析研究事業	
(1) 食品の安全確保推進研究事業	53
(2) カネミ油症に関する研究事業	55
(2) 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業	56
(3) 化学物質リスク研究事業	58
4. 健康安全・危機管理対策総合研究事業	60
3) 終了課題の成果の評価	62
5. 研究事業全体の評価	64

1. はじめに

厚生労働科学研究は、「厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること」を目的として、社会的要請の強い諸課題を解決するための新たな科学的基盤を得るため、競争的な研究環境の形成を行いつつ、行政的に重要で先駆的な研究を支援してきた。厚生労働科学研究には、目的志向型研究 (Mission-Oriented Research) という役割があり、国民の健康・安全確保を推進する政策等に着実に貢献しえる研究成果が求められるところである。

研究の評価に関しては、科学技術基本法（平成 7 年法律第 130 号）に基づき策定された第 2 期科学技術基本計画（平成 13 年 3 月閣議決定）に、優れた成果を生み出す研究開発システムの必要性が指摘されたことから「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 13 年 11 月内閣総理大臣決定。以下「旧大綱的指針」という。）が策定され、さらに平成 16 年度には、旧大綱的指針のフォローアップに基づき、我が国における研究開発評価システムの更なる発展を図るため旧大綱的指針が見直され、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 17 年 3 月内閣総理大臣決定）が策定された。

近年の経済・社会における研究開発への期待の高まり等に的確に対応していくため、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）の制定などによる研究開発強化への取組の推進に対応して、より実効性の高い研究開発評価の実施推進を図るため、平成 20 年 10 月には、評価結果を次の研究開発につなげ、成果の国民・社会への還元を迅速化、被評価者の積極的関与を促進して評価を効率化するなど、さらに指針を見直して「国の研究開発評価に関する大綱的指針」が改定された。

その後、平成 23 年 8 月に閣議決定された第 4 期科学技術基本計画には、科学技術イノベーション政策における PDCA サイクルの確立と研究開発評価システムの改善及び充実の必要が、平成 28 年 1 月の第 5 期科学技術基本計画には、Society5.0 の推進、イノベーションの創出が謳われた。令和 2 年には近年の科学技術・イノベーションの急速な進展により、人間や社会の在り方と科学技術・イノベーションとの関係が密接不可分となっていることを踏

まえ、従来の「科学技術基本法」を変更する形で「科学技術・イノベーション基本法」が成立した。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえ、令和3年3月にはグローバル課題への対応と国内の社会構造の改革の両立の観点等を盛り込んだ第6期科学技術・イノベーション基本計画が策定されたところである。また、総合科学技術会議における意見具申を受け、平成24年12月、さらには平成28年12月に「国の研究開発評価に関する大綱的指針」が改正された。（2～3ページ＜参考1＞参照）。

これらに対応するため、厚生労働省では平成14年8月に「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」を策定し、その後旧大綱的指針の改定等を踏まえて適宜改定（平成17年8月、平成20年4月、平成21年12月、平成22年4月、平成22年11月、平成27年4月、平成29年3月）を行い、研究開発評価の一層効果的な実施に努めてきた。（3～4ページ＜参考2＞参照）。

特に、厚生科学審議会科学技術部会では、平成15年度より厚生労働科学究費補助金の制度及び成果を概観し、課題採択や資金配分の結果の適切性及び研究成果について評価を行っている。以上の背景を踏まえ、厚生労働省厚生科学審議会科学技術部会では、厚生労働科学研究補助金の成果の評価を「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」に基づき行うものである（3～4ページ＜参考2＞参照）。

2. 評価目的

厚生科学審議会科学技術部会は、厚生労働科学研究について、行政施策との連携を保ちながら、研究開発活動と一体化して適切な評価を実施し、その結果を有効に活用して、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発を推進しつつ、その効率化を図ることにより、一層優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することを目的として評価を実施する。

評価結果については、研究費等の研究開発資源の配分への適切な反映等を行うことにより、研究開発の一層効果的な実施を図るものである。

＜参考1＞

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）

第1章 基本的考え方

Ⅱ. 研究開発評価の改善への新しい取組（改定の方角）

第5期科学技術基本計画の根幹である「科学技術を振興し、研究開発成果を経済・社会の発展に活かす」を実現するため、また、前回大綱的指針では十分に対応できなかった課題を解決する

ため、以下の観点から改定を行う。

1. 実効性のある『研究開発プログラムの評価』のさらなる推進

イノベーションを創出するためには、あるべき社会の姿を描き、その実現に向けて必要な手段を組み合わせることで解決を図ることが必要である。また、国費を用いてイノベーションを生み出すためには、あるべき社会の姿の実現を政策・施策等の目的として、具体的な政策・施策等の目標を設定し、それに必要な研究開発課題等の活動を組み合わせることで実行することとなる。

このとき、これらの活動のまとまりとして構成した『プログラム』の単位で研究開発を推進し、『プログラム』を推進する主体の行動及びその結果を評価していくことが重要であることを踏まえ、『研究開発プログラムの評価』のさらなる推進を図る。

このため、研究開発プログラムの評価の意義を再徹底するために、『研究開発プログラム』の定義や求められる要件、研究開発プログラムとして評価すべき点等についての記述を充実する。

2. アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発の促進

第5期科学技術基本計画の趣旨を踏まえ、アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発や、非連続なイノベーションの創出を重視した研究開発等を促進するにあたっては、既存の研究開発で用いていた評価項目・評価基準を用いた評価ではその促進を妨げることにともなりかねず、研究開発の特性に応じた評価が求められる。

このため、第5期科学技術基本計画で求められる研究開発及びそのマネジメント等に対応した研究開発評価に係る留意事項を新たに追加する。

3. 研究開発評価に係る負担の軽減

研究開発評価は、本来なすべき研究開発等の活動、意思決定、政策遂行の妨げになってはならず、本末転倒にならぬよう、現場に過度の負担を強いることなく、イノベーション創出等、研究開発成果の最大化に向けた実効的な評価とする必要がある。

このため、研究開発評価に係る負担の軽減にかかる留意事項を可能な限り具体化するとともに、前回大綱的指針の記述のうち、関連する留意事項を集約する。

<参考2>

「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成29年3月24日一部改正）

第5編 研究開発プログラムの評価

第1章 評価の実施主体

研究事業の所管課が外部評価により評価を行う。なお、評価者の選任に当たっては、公平性の確保の観点から利害関係者を加えないことを原則とし、評価者名を公表する。

第2章 評価方法

研究開発評価は、その実施主体や評価対象、評価時期等において極めて多様である。特に、国費を用いて実施される研究開発は、様々な機関間の階層構造や機関内の階層構造の下で重層的に実施されていること、さらに研究開発は、事前・中間・事後・追跡評価と時系列的にも相互に関連しながら連続して実施されていくことから、評価については、実施したプロセスの妥当性や副次的成果、加えて、理解増進や研究基盤の向上など、次につながる成果を幅広い視野から捉え、総体としての目標の達成度合いを成否判定の基本とするとともに、その成否の要因を明らかにする。

また、個別課題の研究開発成果等に対して繰り返して重複した評価が実施されないよう、個々の個別課題等の評価結果を活用するなどしてそれらを全体として効果的・効率的に評価する。

第3章 評価の観点

政策評価の観点も踏まえ、研究事業の特性に応じて、必要性、効率性及び有効性、さらには、対象となる研究開発の国際的な水準の向上の観点等から評価を行う。特に政策評価における政策目標との整合性を重視して行う。

「必要性」については、行政的意義（厚生労働省として実施する意義及び緊急性等）、専門的・学術的意義（重要性及び発展性等）及び目的の妥当性等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性及び発展性等）、社会的・経済的意義（産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、

社会的価値（国民の健康・安全等）の創出、国益確保への貢献及び政策・施策の企画立案・実施への貢献等）及び国費を用いた研究開発としての妥当性（国や社会のニーズへの適合性、機関の設置目的や中期目標等への適合性、国の関与の必要性・緊急性及び他国の先進研究開発との比較における妥当性等）等がある。

「効率性」については、計画・実施体制の妥当性等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の妥当性、費用構造や費用対効果の妥当性及び研究開発の手段やアプローチの妥当性等がある。

「有効性」については、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献及び人材の養成等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、目標の実現可能性や達成のための手段の存在、研究者や研究代表者の能力、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、（見込まれる）直接の成果の内容、（見込まれる）効果や波及効果の内容、研究開発の質の向上への貢献、実用化・事業化の見通し、行政施策実施への貢献、人材の養成及び知的基盤の整備への貢献等がある。

第4章 評価結果の取扱い

研究開発プログラムを実施する主体は、その評価結果について、それぞれの特性に応じて予算、人材などの資源配分への反映、当該研究開発施策の改善に反映させる等の活用を図る。また、評価結果は、ホームページ等で公表するものとする。公表に当たっては、個人情報・企業秘密、国家安全保障等や未発表の研究開発成果・知的財産等について、それらを保護する観点から十分に配慮することとする。

3. 評価方法

1) 評価の対象と実施方法

評価対象は、（１）厚生労働科学研究の各研究事業及び（２）令和6年度終了課題の成果である。

令和6年度終了課題の評価は、厚生労働科学研究成果データベースの「行政効果報告(助成研究成果追跡資料)^{注1}」(図1)に登録された令和7年6月24日時点のデータを基礎資料として使用した。

^{注1}：「行政効果報告(助成研究成果追跡資料)」は、平成17年度の研究成果の報告より新たに導入したもの。厚生労働科学研究事業の成果について継続的な評価を行うため、研究者に対して、研究終了年度から5年間は随時WEB上でデータを更新することをお願いしている。

2) 各研究事業の記述的評価

各研究事業の記述的評価は、これまでの事業の成果に基づいて、評価委員会が作成した。その過程で各研究事業所管課（室）に「厚生労働科学研究の成果のまとめ（令和6年度）」（資料2-2）を以下の項目に従って作成することを依頼し、記述的評価作成のための参考資料とした。

1. 研究事業の基本情報
2. 研究事業の予算、課題採択の状況
3. 研究事業の目的
4. 研究成果及び政策等への活用状況
5. 研究成果の評価
6. 改善すべき点、及び今後の課題

※論文、学会発表等の件数は、令和6年度終了課題のものを集計したものである。

3) 終了課題の成果の評価

平成17年度より、研究代表者が、研究終了課題の成果を随時WEB上で登録できるシステムを構築したことから、平成17年度終了研究課題より、当該研究課題の研究代表者に対して終了課題の成果のWEB入力を依頼し、その結果を基礎資料とした。調査項目は、成果と発表状況に関して行った。詳細は表1のとおりである。

表 1

1. 成果	
1-1	専門的・学術的観点からの成果
	(1) 研究目的の成果
	(2) 研究成果の学術的・国際的・社会的意義
1-2	臨床的観点からの成果
1-3	ガイドライン等の開発
1-4	その他の行政的観点からの成果
1-5	その他のインパクト等
2. 発表状況	
2-1	原著論文
	(1) 和文
	(2) 英文等
2-2	その他の論文
	(1) 和文
	(2) 英文等
2-3	学会発表
	(1) 国内学会
	(2) 国際学会等
2-4	その他の成果
	(1) 特許の出願及び取得状況

	(2) 施策への反映件数
	(3) 普及・啓発活動
3. 【主な原著論文20編】	
	(1) 同僚評価により査読された原著論文と短報
	(2) 厚生労働科学研究費の補助を受けたことが明記されたもの

行政効果報告 WEB 登録のイメージ

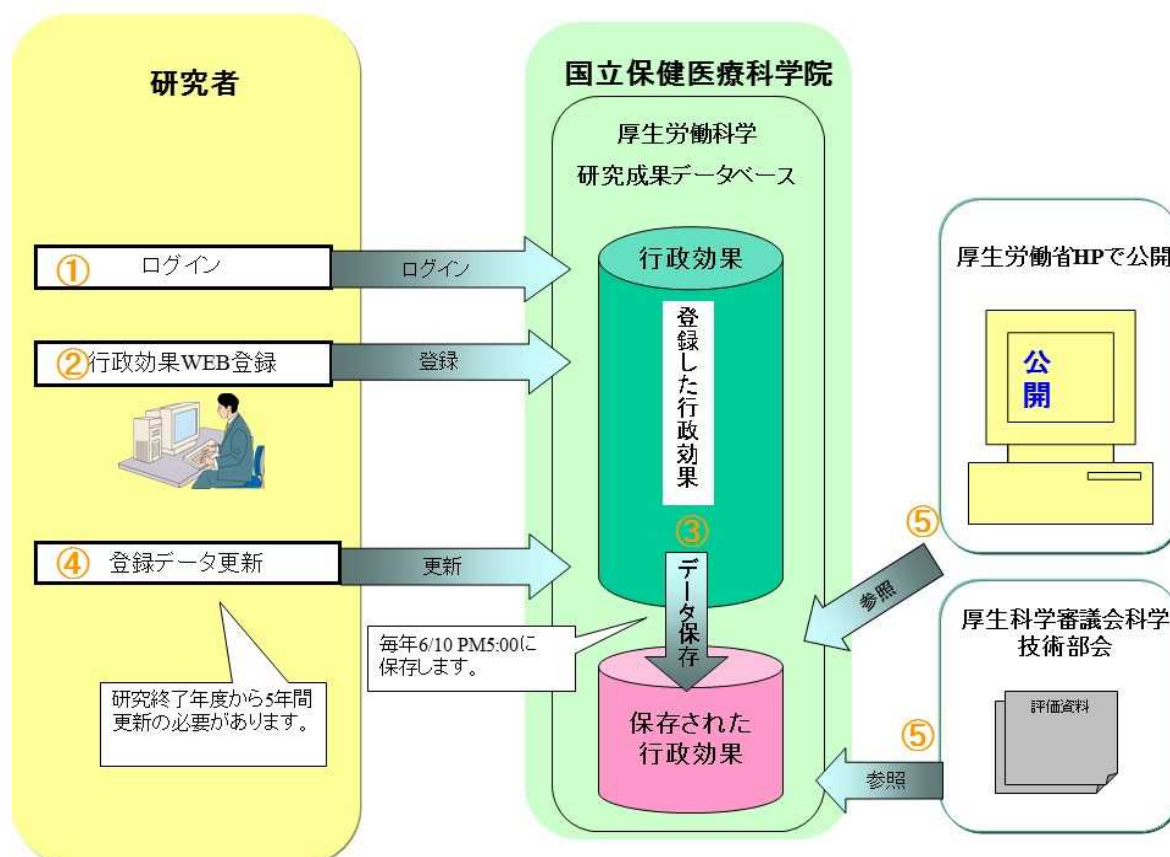


図 1

4) 評価作業の手順

各研究事業の所管課（室）より提出された評価委員会の意見が加味された資料による評価と各研究事業の研究代表者がWEB登録した研究終了課題の成果の評価を行った。

なお、今回の評価を行うに当たり、研究事業所管課が研究事業の評価を行う際の指針（3～4ページ＜参考2＞参照）で示されている観点等を参考にした。

4. 評価結果

1) 評価対象である研究事業の一覧

I. 行政政策研究分野

1. 政策科学総合研究事業

(1) 政策科学推進研究事業

(2) 統計情報総合研究事業

(3) 臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業

(4) 倫理的・法的・社会的課題研究事業

2. 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業

3. 厚生労働科学特別研究事業

II. 疾病・障害対策研究分野

1. がん対策推進総合研究事業

(1) がん政策研究事業

2. 生活習慣病・難治性疾患等総合研究事業

(1) 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業

(2) 女性の健康の包括的支援政策総合研究事業

(3) 難治性疾患政策研究事業

(4) 腎疾患政策研究事業

(5) 免疫アレルギー疾患政策研究事業

(6) 移植医療基盤整備研究事業

(7) 慢性の痛み政策研究事業

3. 長寿・障害総合研究事業

(1) 長寿科学政策研究事業

(2) 認知症政策研究事業

(3) 障害者政策総合研究事業

4. 感染症対策総合研究事業

- (1) 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業
- (2) エイズ対策政策研究事業
- (3) 肝炎等克服政策研究事業

Ⅲ. 健康安全確保総合研究分野

- 1. 地域医療基盤開発推進研究事業
- 2. 労働安全衛生総合研究事業
- 3. 食品医薬品等リスク分析研究事業
 - (1) 食品の安全確保推進研究事業
 - (2) カネミ油症に関する研究事業
 - (3) 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業
 - (4) 化学物質リスク研究事業
- 4. 健康安全・危機管理対策総合研究事業

2) 各研究事業の記述的評価

令和6年度 政策科学推進研究事業「成果に関する評価」

(295,828千円)

1. 研究事業の概要

社会・経済構造の変化とそれに対応する社会保障の構築に資する研究を推進することにより、各施策に資する客観的根拠を得ることで効果的・効率的な社会保障施策立案を目標とする。

2. 研究事業の成果

「小児医療費無償化が医療利用と健康アウトカムに与える影響：因果効果と異質性の評価」では、大規模保険者データベースを利用して小児医療費補助制度が外来・入院医療利用や特定のプラクティスに与える影響を分析し、補助制度の有無により医療利用の状況が異なる可能性が示唆された。今回の結果は保険診療の適正使用に繋がる制度設計への活用が期待される。

「在宅医療現場における多職種連携課題の把握に関する研究」では、全国調査データや「医療資源が少ない地域」での調査結果を用いて診療所、訪問看護ステーション及び薬局の連携困難事例について詳細分析を行い、課題が抽出された。今回の結果をもとに、在宅医療現場における効果的な多職種連携体制に関する具体的な議論が可能となることが期待される。

「大学病院における医師の労働時間短縮に向けた取組のプロセスと効果の検証」では、大学病院の医師の労働時間短縮のための実践マニュアルを作成し、ヒアリングも実施された。本研究の成果物を周知することで、大学病院における勤務環境改善が進み、医師の労働時間短縮へ繋がることが期待される。

3. 成果の評価

社会・経済構造の変化に対応し、より質の高い効果的・効率的な施策立案を行うことが必要であり、本研究事業では社会保障施策立案に資する理論的・実証的研究が不可欠である。

省内関係部局との調整の下、施策の推進に必要なかつ緊急性の高い課題を設定し、適切な事前評価により、効率よく、優れた研究が採択・実施された。多くの研究が喫緊の行政のニーズを反映しており、それらの成果が、医療・介護・福祉・年金・雇用等、社会保障全般に係る厚生労働行政に有効に活用された。また、中長期的観点に立った社会保障施策の検討を行う上で有用な基礎的な理論、データを蓄積する研究が行われた。

4. 改善すべき点及び今後の課題

持続可能かつ適切な社会保障制度の構築には、医学、社会学、経済学、法学、統計学等広範な分野にわたる検討が必要である。社会保障をとりまく環境が大きく変化する中、たとえば、AIによるビッグデータの解析等新たな研究手法の導入に加え、各分野の研究者や様々な研究機関の協力の下で、研究体制の強化に取り組むべきである。

また、国民の健康に直結する研究成果については、関係学会等の学術的評価を踏まえ、積極的な普及啓発を進めるべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和6年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

公的統計は、統計法第1条において「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報」とされている。本研究事業では、公的統計の有用性の確保・向上に資する研究が進められることで、社会保障を取り巻く状況が大きく変化している中、統計データを活用し、変化に対応した政策の企画立案を適切に行うために必要なエビデンス（科学的根拠）の創出につながり、医療・介護・福祉・年金・雇用などの各制度の課題解決や、世界保健機関（WHO）が勧告する国際的な統計基準の開発・改訂作業への貢献等に取り組まれている。

2. 研究事業の成果

ICD-11の適用に関する研究（令和5～7年度）では、新たな死因・疾病分類表の作成に必要な基礎資料が整備された。ICHIの国内普及促進に関する研究（令和6～7年度）では、国際会議参加や意見発信、テキスト更新、全国研修を通じて得られた知見が、今後の活用に至る成果となった。NDBデータの傷病統計への活用可能性を検証する研究（令和6～7年度）では、情報整理と提言準備が進められ、令和8年患者調査に活用される予定である。ICD-11の普及・教育に関する研究（令和4～6年度）では、教材開発や研修実施、導入状況調査、和訳が行われ、国内適用に向けた基盤が整備された。ICFの実用化・統計応用に関する研究（令和5～6年度）では、採点基準やマニュアルの改訂、臨床スケールとの対応付けが進められ、包括的な生活機能評価の普及に貢献する成果が得られた。介護サービス施設・事業所調査の代替可能性検証研究（令和6年度）では、調査改善に向けた提言が得られ、令和8年以降の調査企画に活用される見込みである。

3. 成果の評価

ICD-11の適用を通じて我が国の死因・疾病統計の向上を目指すための研究の成果はICD-11へ対応する厚生労働統計に非常に有用なものであり、行政的意義が大きい。またICD-11の我が国における普及・教育に資する研究は目標をおおむね達成しており、今後我が国の医療機関における診療録の管理等のためのICD-11を用いたコーディングの学習に活用されることが期待される。定期的実施される統計調査を見据えた計画、WHOの動向に合わせた研究計画・実施体制を有する研究課題が採択され、各研究課題の進捗管理を厳密に行ったため研究が効率的に遂行された。研究結果から得られたデータや知見はWHOが進めている国際統計分類の開発・改善に活用されており、国際貢献という視点からも本事業の有効性は高い。

4. 改善すべき点及び今後の課題

令和6年度に実施した研究課題は目標達成に向けて順調に進捗及び成果が得られているが、ICD-11の我が国の公的統計への適用が迫る中、円滑に適用が進められるとともに、厚生労働統計を作成する側、結果等を利用する側の双方に共感・認識が深まるようなICD-11への移行による厚生労働統計への影響に関する研究を進める必要がある。具体的には、

ICD-11 を用いたコーディングの研修受講率の向上、一般への普及啓発、コーディングの自動化の研究が求められる。したがって、ICD-11 に関する最新情報及び諸外国の ICD-11 導入状況を踏まえたわが国の厚生労働統計への提言や ICD-11 準拠統計基準に最適化・効率化された自動傷病符号付け方法の研究については国民、特に保健医療関係者からのニーズも高く、さらなる迅速・複合化が必要である。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和6年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

健康・医療分野における ICT や AI を活用することによる医療の質の向上と均てん化、診療支援基盤の構築や ICT・AI 開発のためのデータ利活用を推進し、行政政策の科学的根拠を得る。

2. 研究事業の成果

「クラウド上の医療 AI 利用促進のためのネットワークセキュリティ構成類型化と実証及び施策の提言」（令和5～7年度）では、医療機関のネットワーク環境の実態調査、技術的課題抽出等を行い、全国の医療機関が安全、安心かつリーズナブルな費用で医療 AI サービスをクラウド上で利用できることを目標に、医療機関の類型化に基づいた最適なネットワークセキュリティ構成やシステム監査のルールを示した。令和6年度はアンケートを実施し、医療機関の ICT 導入状況、ネットワーク構成、人員体制、リスクアセスメント実施状況、システムセキュリティ監査状況、保健所によるセキュリティ立ち入り検査対応状況などの実態、医療現場が抱える課題等を把握した。

「医療現場における医療 AI の導入状況の把握、及び導入に向けた課題の解決策の検討のための研究」（令和5～6年度）では、令和5年度に実施した既存の AI 製品の医療機関への認知と導入実態について大規模アンケートによる調査の結果を分析し、提言をとりまとめた。

3. 成果の評価

健康・医療分野における、ICT や AI を活用することによる医療の質の向上と均てん化、診療支援基盤の構築や ICT・AI 開発のためのデータ利活用の推進に貢献するものであり、医療データを収集し安全かつ円滑に使用できる環境を整備し、日本における ICT・AI 開発を加速させるとともに、医療現場の負担軽減につなげるために重要である。成果は医療データを利活用する基盤となるものであり、データヘルス推進本部、保健医療分野 AI 開発加速コンソーシアム、AI 戦略における議論を踏まえた政策を推進する上で不可欠である。

研究の進捗状況を評価する中間評価委員会の評価結果を研究者へフィードバックすることで、効率的な研究事業の継続実施を図った。また事前、中間、事後の各段階で、外部有識者から構成される評価委員会で効率性の観点を重視して研究評価を行った。

4. 改善すべき点及び今後の課題

世界的に保健医療分野におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の流れが加速している中で、医療データを取り扱う上でのセキュリティの問題や、医療機関における AI の導入における課題など、AI 技術の社会実装に伴う課題を抽出するとともに、その対応方策の検討を行うことが肝要であることが保健医療分野 AI 開発加速コンソーシアム等で指摘されている。また、生成 AI（対応関係を持って学習させた内容とは別の、新たな回答を生成できる AI）の急速な技術革新に伴い、政府では AI 戦略会議、AI 戦略チームが組織される等、生成 AI 技術への注目は大きく、保健医療分野においても生成 AI 技術

の実装に向けた政策が求められており、さらなるシステム開発と活用に向けた研究等を実施すべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和6年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

最先端の技術による想定外の影響がイノベーション推進の障壁とならないように、新たな技術がもたらす倫理的・法的・社会的課題（Ethical, Legal and Social Issues、以下「ELSI」という。）を抽出し、その影響度等に応じて必要な政策を立案、実施することが必要である。本研究事業は、人工知能（AI）・ゲノム医療に焦点を当て、具体的な ELSI を抽出、検討し、その解決策の提言やガイドラインを作成するための検討を行うことを目的としている。

2. 研究事業の成果

「人を対象とする生命科学・医学系研究における患者・市民参画の推進方策に関する研究」（令和5～6年度）では、研究への患者・市民参画（PPI）について、諸外国の取り組みや国内の現状に関する調査等を行い、その結果を踏まえて、研究で人を対象とする生命科学・医学系研究における患者・市民参画の推進方策に関する提言の作成を行った。

3. 成果の評価

AI 技術は、医療を含む社会の諸活動を改善させ得る技術であるが、他方、人々の間には不安や懸念も抱かれており、国内外の機関で倫理的な検討が進んでいる中、それらの議論も踏まえ、保健医療分野における AI 技術に対する不安・懸念を特定しようとする本研究事業の試みは、人々の AI に対する信頼を獲得して利活用を促進するために必要であるため、高く評価することができる。

本研究事業は、AI の開発・利活用を持続的に推進していく上で、現行の法制度における情報の取扱いの整理を行い、ガイドラインの作成などの成果を得ており、新たな科学技術の社会実装を推進する上で有効である。

4. 改善すべき点及び今後の課題

急速に進展する生成 AI を巡っては、その利用におけるリスク等について国内外で議論がなされているところであり、今後、厚生労働分野における生成 AI 利用や開発に際しての対応策の検討が必要となることが見込まれる。

こういった最先端の科学技術の社会実装によりイノベーションを推進していくために、ゲノム医療、ICT、AI 等の科学技術の開発とこれらの科学技術がもたらす ELSI の影響が、国民の不利益に繋がることのないよう、ELSI をリアルタイムで検討する本研究事業を並行して実施していくことが必要である。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和6年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

令和6年度 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業「成果に関する評価」

(41,250千円)

1. 研究事業の概要

新型コロナウイルス感染症の世界的流行を受け、国際保健分野における我が国の貢献の重要性が増している。我が国はユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）や健康危機への対応、SDGs 達成に向けた国際協力を進めており、G7 や G20 等の主要な国際会議において積極的に発信してきた。本研究事業では、保健分野における国際政策を主導し、国際技術協力等を強化することを通じて、地球規模保健課題への戦略的な対応を図ることを目的とする。

2. 研究事業の成果

令和6年度終了課題「ASEAN 等における高齢者介護サービスの質向上のための国際的評価指標の開発と実証に資する研究」では、ASEAN 諸国での現地調査を通じて実証が行われ、介護の質評価に関する新たな指標が開発された。開発された指標は国際会議等で発信され、今後の ASEAN 諸国における高品質な LTC へのアクセス向上に資することが期待される。継続課題においては、情報収集や分析を通して得られた結果が外交的根拠として用いられ、我が国の国際交渉において大いに活用された。また、UHC 指標の分析により、令和7年に設置される UHC ナレッジハブの活動への貢献が期待される成果が得られるなど、研究事業の有効性が確認された。

3. 成果の評価

本研究事業は、新型コロナウイルス感染症を契機に浮き彫りとなった国際保健分野の課題に対応し、我が国の戦略的立場を国際的に明確化するとともに、UHC やパンデミック対応に関する国際議論への貢献を目的としており、必要性は極めて高い。また、日々変化する保健情勢に対して我が国が国際社会から求められている立場に基づいた最新の研究成果が得られ、我が国の国際的プレゼンスの維持・強化に資する知見が提供された点において評価できる。これらは G7 や G20、WHO などが開催する国際会議等において日本が自らの立ち位置を示し提言を行う際の基礎として用いられ、成果が反映された点において有効性が大きい。さらに、限られた人的・財政的資源の中で専門家の知見を集約し、重複のない形で調査・分析を遂行できた点においても研究推進体制の効率性と妥当性が示された。総じて、本研究事業は政策形成の基盤構築に資するとともに、今後の保健外交の戦略的展開に貢献するものであった。

4. 改善すべき点及び今後の課題

本研究事業を通じて、国際保健分野における我が国の戦略的立場の明確化や、国際機関等との連携の在り方に関する一定の知見を得ることができた。特に、WHO 改革や UHC の国際的展開に関する分析及び情報収集を通じ、国際会議における実務的対応や関係省庁との調整に貢献した。一方で、急速に変化する国際議論の動向の把握とそれに基づく政策提案力の強化、我が国のプレゼンス確保に向けた多様なアプローチ、人材の育成は引き続き課

題となっている。

米国の WHO 脱退表明など国際保健が転換期を迎える中、制度的課題への対応や UHC 行動計画の推進、日本の G7 議長国就任を見据えた実践的戦略の構築に向けて、研究事業の更なる展開が期待される。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和 6 年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

本研究事業は、国民の生活を脅かす突発的な問題や社会的要請の強い諸問題について、緊急に行政による効果的な施策が必要な場合に、先駆的な研究を支援し、当該課題を解決するための新たな科学的基盤を得るとともに、成果を短期間で集約し、行政施策に活用することを目的として実施している。

2. 研究事業の成果

本研究事業は、厚生労働行政に直結する課題解決を目的に実施されており、幅広い分野において活用されている。令和6年度は、当初予算に加え、第一次補正予算70,476千円を活用し、緊急的に発生した厚生労働行政の諸課題に対応する研究等、計44課題を実施した。

具体的な成果物の例としては、アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬、BPSD治療薬の臨床導入に向けた、「アミロイドPETイメージング剤の適正使用ガイドライン(第4版)」「認知症に関する脳脊髄液・血液バイオマーカーの適正使用ガイドライン(第3版)」等の4つのガイドラインの一括改定や、ドラッグ・ロス医薬品の開発優先順位を決定し、「開発の必要性が特に高い」とされたグループAの医薬品について、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議における評価に必要な情報の整理、要望書及び評価書案の作成などが挙げられる。

3. 成果の評価

緊急的に発生する厚生労働行政における諸課題に対し、迅速かつ適切に研究課題を設定し、多くの研究成果を上げることができた。厚生労働科学研究の中で、このように短期間で集約的に研究を遂行できるのは本研究事業のみであり、極めて必要性の高い研究事業であった。

研究成果は、関連する検討会等における検討資料、法令や指針等の基礎資料、マニュアル等の改定として活用された他、厚生労働省の各部局における施策の企画・立案・実施等に活用され、概ね事業の目的に沿った成果を得た。

研究事業の推進にあたっては、各研究課題の進捗管理を厳密に行った結果、効率的な研究の遂行がなされた。本研究事業は原則として単年度の研究であるが、次年度以降に引き続き研究を実施すべき課題が明らかになった場合には、各部局との連携のもと継続できるようにした。

4. 改善すべき点及び今後の課題

特になし。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和6年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

本研究事業は「第4期がん対策推進基本計画」及び「がん研究10か年戦略（第5次）」を踏まえ、「がん予防」、「がん医療」、「がんとの共生」の観点に立ち、患者・社会と協働するがん研究を念頭において、がん対策に関するさまざまな政策的課題を解決する研究、各分野の取組やがん対策全体の評価に資する研究を推進している。

2. 研究事業の成果

遺伝性腫瘍の患者及び未発症血縁者に対する医療の標準化に向けて、遺伝性腫瘍多遺伝子パネル検査等でみられる遺伝性腫瘍に関する病的バリエーションについて、開示推奨度や対応方針をまとめ、診断、治療等、診療を標準化するための指針がとりまとめられた。アピアランスケアに関する相談支援・情報提供体制の構築に向けて、相談支援や情報提供の効果・問題点などについて検証し、アピアランスケア実装のためのワークブックが作成された。一方、希少がん及び小児がんの臨床試験・治験等に関する医療従事者と患者の情報リテラシーの向上に向けては、一般的な腫瘍内科を受診する患者の情報リテラシー向上が成果として得られたが、希少がん・小児がんに特化しての解析については不十分な成果であった。

3. 成果の評価

遺伝性腫瘍に関する患者及び未発症血縁者に対する医療の標準化のためのエビデンスの整理により遺伝学的検査を臨床現場に広く導入するために必要な遺伝性腫瘍に関する診断、治療等、診療を標準化するための指針がまとめられた。また、アピアランスケアに関する相談支援・情報提供体制の構築では、アピアランスケア実装のために必要な内容を示した成果がまとめられるなど、がん対策を推進する上で必要性・重要性の高い研究を推進し、着実な成果を上げている。今後も「第4期がん対策推進基本計画」等を踏まえて、総合的かつ計画的に研究を展開し、がん対策の着実な推進に資するよう本研究事業を行っていくべきである。また、第4期基本計画に基づく各検討会等における議論結果や、医療の進展に伴う新たな課題、がん研究の最新動向、医療従事者及びがん患者をはじめとする国民のニーズを踏まえ、妥当な研究計画・実施体制・目標管理のもと、効率的に研究が進められ、多くの成果が得られている。

4. 改善すべき点及び今後の課題

「第4期がん対策推進基本計画」において掲げられた「がん予防」、「がん医療」、「がんとの共生」の3本の柱における諸課題の解決に向け、「がん研究10か年戦略（第5次）」を踏まえ、「遺伝性腫瘍に関する患者及び未発症血縁者に対する医療の標準化」、「アピアランスケアに関する相談支援・情報提供体制の構築」等、一層の研究開発が必要とされる分野について重点的に推進すべきである。一方、「希少がん及び小児がんの臨床試験・治験等に関する医療従事者と患者の情報リテラシーの向上」では、希少がん等を対象とする他研究班との連携が不十分であるなどの課題も見られた。今後、希少がんの政策に係る

厚生労働科学研究との連携を図るなどの対応が必要である。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和6年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
○	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

急速な高齢化や、疾病構造の変化に対応しつつ、健康寿命の延伸を目指す上で、生活習慣病対策は重要である。本研究事業は、循環器疾患・糖尿病等の生活習慣病対策分野に多面的に貢献するための科学的エビデンスの集積を目的とする。

2. 研究事業の成果

- 「健康づくりのための身体活動・運動の実践に影響を及ぼす原因の解明と科学的根拠に基づく対策の推進のためのエビデンス創出」（令和4～6年度）では、「健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023」に基づき、内容を国民によりわかりやすく周知する「アクティブガイドー健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023ー（アクティブガイド2023）」を作成した。
- 「骨粗鬆症検診実施率・受診率向上に資する検診実施体制の見直しのための研究」（令和6～8年度）では、様々な関係領域の専門家の観点から、骨粗鬆症検診における課題を抽出・検証の上、新たな骨粗鬆症検診・保健指導マニュアルの素案を作成した。
- 「循環器病のデジタルヘルスの推進に関する研究」（令和5～6年度）では、デジタルヘルスの導入に関するヒアリング、日本脳卒中学会のPrimary Stroke Centerを対象とした施設調査の結果も合わせて、日本の脳卒中・循環器病領域のデジタルヘルスの導入の現状と課題を明らかにした。

3. 成果の評価

生活習慣病及びその合併症の増加について、対策へ向けた社会的需要は高まっている。科学的根拠に基づき、保健・医療の質の向上に資する成果を数多く産出している本研究事業の持つ意義や必要性は高い。本研究事業は、令和6年度に開始した「健康日本 21（第三次）」や令和5年3月に閣議決定された「第2期循環器病対策推進基本計画」の方向性にしたがって推進されており、効率的に施策に反映できる仕組みが構築されている。研究課題の評価においては、多岐にわたる専門の委員で構成される評価委員会を開催し、専門的な評価を取り入れることにより効率的な研究事業の推進を図った。本研究事業の成果は、生活習慣病対策や健康づくりに対する施策立案の根拠のみならず、糖尿病や循環器病等の治療・予防に関する指針策定や正しい知識の普及、医療の質の向上に還元されており、その有効性は高い。

4. 改善すべき点及び今後の課題

令和6年度に開始した「健康日本 21（第三次）」を進めていく上で、各領域の施策の根拠となるエビデンスを収集する必要がある。また、循環器病においては、回復期以降の医療機関における医療体制や在宅医療の強化、デジタル技術を活用した診療の推進など、第2期循環器病対策推進基本計画で今後取り組むべき重要な課題として取りまとめられた内容に関する研究を推進する必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和6年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

女性の健康に関して、ライフステージ毎に変化する心身の特性を踏まえ、生涯にわたる包括的な支援が求められており、本研究事業では、その体制整備を行う。

2. 研究事業の成果

○性差にもとづく更年期障害の解明と両立支援開発（令和4～6年度）では、性ホルモンの変化に伴う女性及び男性の更年期症状に関して、症状が日常生活等に与える影響を明らかにし、性差に着目した両立支援を検討する際の資料が作成された。

○健康寿命延伸に備えた女性の心身の健康支援のための普及啓発に向けた研究（令和5～7年度）では、ロコモティブシンドロームや認知症など女性の健康寿命を延伸させるために解決すべき健康課題を検討する上での基礎情報が収集された。

3. 成果の評価

これまで、わが国における女性の健康支援に関する取組は、妊娠・出産や疾病等に着眼して進められてきており、ライフステージごとに変化する女性の心身の特性を踏まえた取組や、生涯に渡る包括的な支援が十分に行われていない状態であることから、引き続き体制整備に資する研究を進める必要がある。本研究事業では、医学的・生物学的視点のみならず社会的背景も踏まえ、若年期から老年期にわたる女性の生涯を通じた健康課題や切れ目のない健康支援に焦点を当てており、女性のライフコース全体を意識した課題の検討により、効率的に研究を進めた。研究成果については、女性の健康に係る情報提供体制、ライフステージに応じた健康評価・フォローアップ体制の整備など、女性の健康課題に対する政策立案に活用し、女性の直面する身体的・精神的困難の軽減、包括的な健康支援を図った。

4. 改善すべき点及び今後の課題

人生の各段階に応じて心身の状態が大きく変化するという特性を踏まえた、生涯にわたる女性の健康支援のためには、医学的・生物学的視点のみならず社会的背景も踏まえた研究課題の設定や、研究課題間の連携も意識し、より効率的な研究体制の整備を進め、施策への反映を図る必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和6年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下、難病法）において規定されている難病および小児慢性特定疾病等に対して、診療体制の構築、疫学研究、普及啓発、診断基準・診療ガイドラインの作成・改訂、小児成人移行期医療の推進、関連研究やデータベースとの連携等を行い、医療水準の向上に貢献することを目標としている。

2. 研究事業の成果

- ・「革新的技術を用いた難病の医療提供体制推進に関する研究」においては患者市民参画をめざして「親子を対象とした難病のゲノム解析について知ろう！」というオンラインイベントを実施した。
- ・「自己免疫性疾患調査研究」においては「若年性特発性関節炎診療ガイドライン 2024-25年版」が発刊された。
- ・既存の指定難病における普及啓発の点においては、「原発性脂質異常症に関する調査研究」では研究班HPにおいて相談窓口が活用されたことや、「稀少てんかんの診療指針と包括医療の研究」では「てんかんの難病ガイド」の内容が一部修正され、研究班のHPからアクセス可能となった。また、「難治性血管炎の医療水準・患者QOL向上に資する研究」や「筋ジストロフィーの標準的医療普及のための調査研究」では市民公開講座として病気の説明の動画配信や対面での講座が開かれた。

3. 成果の評価

本研究事業の研究班により、全ての指定難病の研究が行われ、指定難病以外の小児慢性特定疾病等の関連疾病についても広く研究対象となっている。また、小児成人移行期医療を推進する観点から、小児・成人の研究者間で十分な連携も図られた。各研究班は、関連学会と連携した全国的研究体制のもと、担当疾病について、診断基準、診療ガイドライン、臨床調査個人票、難病情報センター掲載資料等の作成や改訂を行うだけでなく、診療体制の中核を担い、また、学会や患者会と連携した普及啓発活動など、様々な手法により医療水準の向上を実践した。引き続き、指定難病や小児慢性特定疾病の追加の検討を行うため、幅広く稀少・難治性疾患に関する情報の収集を継続するべきである。また、法や制度の見直しに資するエビデンスの提供も随時行われた点は高く評価できる。

4. 改善すべき点及び今後の課題

難病法・改正児童福祉法の法改正に係る審議会において指摘されている小児慢性特定疾病小慢自立支援事業や移行期医療の充実に向けた研究を指定研究との連携のもと推進する必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和6年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

慢性腎臓病（CKD）の医療連携体制の構築等の腎疾患対策の推進により、CKD重症化予防の徹底とともに、CKD患者のQOLの維持向上を図るための研究を実施する。具体的には2028年までに年間新規透析導入患者数を35,000人以下（平成28年比で10%減少）とすることを目標としている。

2. 研究事業の成果

「ライフスタイルに着目した慢性腎臓病（CKD）対策に資する研究（令和5～7年度）」において、「慢性腎臓病（CKD）における治療と仕事の両立に関する手引き」を作成した。今後は、透析患者の治療と就労の両立のための支援対策を推進することに活用される。

「腎疾患対策検討会報告書に基づく対策の進捗管理および新たな対策の提言に資するエビデンス構築（令和4～6年度）」及び「腎疾患対策検討会報告書に基づく慢性腎臓病（CKD）対策の推進に資する研究（令和4～6年度）」において、地域の実情に応じたCKD・腎疾患に関する課題解決に向けた取組の横展開を図るとともに、「放つとかないで！たんぱく尿」等の啓発資料を作成した。

3. 成果の評価

「腎疾患対策検討会報告書～腎疾患対策の更なる推進を目指して～」（平成30年7月）（以下、「報告書」という）及び「腎疾患対策検討会報告書に係る取組の中間評価と今後の取組について」（令和5年10月）では、CKD重症化予防の徹底とともに、CKD患者のQOLの維持向上を図るなどを全体目標とし、地域におけるCKD診療体制の充実や2028年までに年間新規透析導入患者数を35,000人以下（平成28年比で約10%減少）とするなどが成果目標（KPI）とされている。「報告書」では、普及啓発と人材育成、医療連携体制の構築、診療水準の向上、研究の推進の5つの個別対策が掲げられており、腎疾患対策のさらなる推進に寄与する研究が必要である。「報告書」は自治体や関連学会等に周知され、関係者の協力が得られやすい環境となっているため、効率的に研究を実施することができた。また「報告書」のKPIが達成されれば、患者のQOLの維持向上とともに医療経済上の効果も期待できる。

4. 改善すべき点及び今後の課題

腎臓病診療に関するオールジャパン体制を構築し、関連団体や行政等との連携を図るとともに、腎疾患対策の進捗管理を行う必要がある。今後は、データベースなどを活用した事業の進捗を評価する指標を検討し、導入することが望まれる。また、地域での診療連携体制構築を目指す研究班や地域における透析導入数減少目標を設定した自治体と連携して、地域別対策モデルを立案・実行したうえで全国的な横展開を行う必要がある。さらに、腎疾患患者の症状緩和や在宅医療の環境整備、高齢者を含む患者のQOLの維持向上に資する取組にも注力する必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和6年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

本研究事業では、「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」や、「リウマチ等対策委員会報告書」に基づき、リウマチ・アレルギー疾患対策の施策に資する研究を、「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づいて実施することで、総合的な免疫アレルギー疾患対策を推進するために必要な科学的基盤を構築する。10か年戦略のうち、当事業では特に戦略2「社会の構築」において、免疫アレルギー疾患領域における研究の現状を正確に把握し、疫学調査、研究者連携、臨床研究等を長期的かつ戦略的に推進する。

2. 研究事業の成果

免疫アレルギー疾患研究10か年戦略の中間評価を行うための、「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」の推進に関する中間報告書（案）が作成された。アレルギー疾患の成果物としては、金属アレルギー診療と管理の手引き、喘息吸入・鼻噴霧薬指導用のe-learning用資材が開発された。また、アレルギー疾患の医療提供体制の課題点や、成人食物アレルギー患者の増加、医療アクセスに対する課題点についてまとめられた。関節リウマチ関連の成果物としては、「関節リウマチ(RA)、若年性特発性関節炎(JIA)（少関節炎型・多関節炎型）、全身性エリテマトーデス(SLE)の遠隔医療の確立に向けた提言」ならびに、講談社「はたらく細胞」と連携した「関節リウマチ・若年性特発性関節炎における関節炎の病態と抗リウマチ薬の作用機序」が作成された。

3. 成果の評価

本研究事業における成果は、いずれも当初の目標を達成しており、実効性の高い内容であった。アレルギー疾患や関節リウマチといったニーズの大きなテーマにおいて、研究班の密な連携と、研究事業担当者との定期的な意見交換により、政策への応用可能な成果を効果的に得ることができた。また、診療現場に直結する実践的な成果（金属アレルギーの手引き、遠隔医療に関する提言、疾患を解説する資材など）は、今後の医療提供体制の整備や医師の診療への活用に大きく期待される。「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」の中間評価報告書（案）は、アレルギー疾患対策推進協議会の中で評価され、中間評価報告書の取りまとめに大いに貢献した。

更に、研究者は専門性が高く、協力体制も円滑であり、質の高い成果を生み出していた。若手研究者の積極的な参画もみられ、今後の人材育成にも資する形となっていた。持続的・発展的な研究体制の構築に寄与している点でも評価できた。

4. 改善すべき点及び今後の課題

食物アレルギーは、疾病構造が変化し続けており、特に成人例の実態把握と医療体制の整備をすすめるのにあたり、令和7年度以降の研究に継承していく必要がある。関節リウマチについては、これまで情報提供資材を発出しているが、実際に活用されているか社会実装の評価が求められる。

令和８年度にはアレルギー疾患対策基本指針の評価が予定されており、その基礎となる行政施策の評価を令和７年度以降の研究で進める計画である。花粉症についても、有病率の高さや労働生産性への影響など社会的関心が高く、根治が難しいことから継続的な実態調査と対策が不可欠である。こうした課題に対応するためには、研究班と担当者が緊密に連携し、実効性ある成果を追求していくことが重要である。

５．総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和６年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

移植医療は、患者にとって疾患の根治を目指す重要な治療法である一方で、任意・善意の下でのドナーによって初めて成立する医療でもあり、その意思を最大限尊重する必要がある。ドナーやレシピエントにかかる身体的・心理的・経済的負担を軽減することが移植医療における大きな課題であり、また、ドナーの安全性を確保しつつ、適切な提供の推進を図ることが必要不可欠であり、そのための研究を推進する。

2. 研究事業の成果

臓器移植領域：意思表示行動メカニズムに基づく対話支援ツールを開発し、教育現場で検証し、対話行動の誘発効果を確認した。脳死下臓器提供を前提とした転院搬送のための施設連携体制を構築し、稼動に向けたシミュレーションにより、今後の実践のための課題を抽出した。法的脳死判定マニュアルを改訂し、法的脳死判定マニュアル 2024 を発刊した。

造血幹細胞移植領域：臍帯血に必要な HLA 検査に NGS-タイピングを導入し、従来の Luminex 法によるタイピングと比較することで、臨床的な有用性の検証を実施した。また、骨髓バンクと協議を行い、持続型 G-CSF を非血縁ドナーに導入することとなった。

3. 成果の評価

「臓器の移植に関する法律」、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」の中では、レシピエント・ドナー両者にとって安心・公正な医療基盤を確立することが求められている。臓器移植分野においては、提供施設と移植施設及びあっせん機関等における課題やニーズを調査し、現場の実態を踏まえた効率的な研究が行われた。造血幹細胞移植分野では、提供・採取に至りやすいドナーの調査、ドナー安全研修会の教材作成、臍帯血バンクの実態調査等が行われ、得られた結果が関係機関に共有されて、移植医療基盤の改善に役立てられた。

4. 改善すべき点及び今後の課題

臓器移植分野では、臓器提供に関わる解説書やマニュアルのより幅広い層に向けた活用を目的として医療従事者に対する移植医療の教育や啓発に取り組んでいく必要がある。

また、一般人のみならず、医療系の学生においてもさらなる移植医療の教育や啓発が望まれる。

造血幹細胞移植分野では、移植を必要とする患者に最適な時期に、ドナーおよびレシピエント双方の安全性を担保して造血幹細胞を提供できる機会が確保されるべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和6年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

慢性の痛みは器質的要因、心理的要因、社会的要因が複雑に関与して増悪・遷延しており、多くの国民のQOLの低下を来す一因となっていることから、本研究事業では、痛みセンターを中心とした診療体制を構築・充実させ、地域医療との連携、疼痛医療の水準の向上及び全国的な均てん化を図るための研究を実施している。

2. 研究事業の成果

「痛みセンターを中心とした慢性疼痛診療システムの均てん化と診療データベースの活用による医療向上を目指す研究」（令和4～6年度）において、健康局にて実施している慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業と連携した教育研修を通じた人材育成と、慢性疼痛患者のデータベースの構築を行った。また、痛みセンターを令和6年には全国44箇所まで拡大した。慢性疼痛総合対策の普及・啓発（総合的な痛み情報ポータルサイトのホームページ）と地域の各痛みセンターの診療（検査、治療）の状況をアップデートした。

3. 成果の評価

研究班において、器質的な面だけでなく、心理的・社会的な要因も関与する慢性疼痛患者に対して、診療科横断的に、多職種連携体制で多角的なアプローチにより診療を行う痛みセンターの条件を整理し、診療体制の構築に寄与した。また痛みセンターを中心とした慢性疼痛診療システムが普及することで、より身近な医療機関で適切な医療提供が可能となった。さらに痛みセンターにおいて、診療効果が特に期待できる疾患や病態の患者群の抽出、診療に関するエビデンスの集積を効率的・効果的に実施し、慢性疼痛診療の普及が図られた。

4. 改善すべき点及び今後の課題

今後は、レジストリ構築、痛みセンターにおける慢性疼痛診療のエビデンス蓄積、原発性疼痛疾患や慢性疾患に伴う疼痛、中枢機能障害性疼痛等の多角的な視点の研究、慢性疼痛診療ガイドラインの普及を進める必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和6年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

本研究事業は高齢者の生活の質の維持・向上、健康寿命の延伸、介護予防や重度化防止の手法、及びそれらを効果的・効率的に提供できる体制・手法の開発等を目的としている。

2. 研究事業の成果

「介護事業所における情報の安全管理に関するガイドライン（案）作成のための調査研究」において、介護事業所の情報管理の実態調査を行い、その結果と先行研究や情報管理に関連するガイドライン等に基づいて、「介護事業所における情報安全管理の手引き」が作成された。また、「訪問看護サービスの安全管理に係る多角的・科学的エビデンス構築」においては、訪問看護サービスでの事故・インシデントとその把握システムの実態を調査し、令和7年度にガイドラインの策定、事業所向けの研修教材の作成を予定している。

3. 成果の評価

高齢者に特有の疾患、病態（フレイル、サルコペニア等）に着目し、高齢者の生活の質を維持・向上、ひいては健康寿命延伸にも寄与する研究成果、政策を効果的に推進できるよう多様なニーズに対応できる介護サービスの充実や保険者である自治体等が科学的根拠に裏付けられた介護予防事業の展開ができるよう、課題を乗り越える研究成果を創出し、我が国の介護分野における政策上の課題解決に貢献した。また政策に反映できる質の高いエビデンスを創出できるよう、事前評価委員によって計画・目標・実施体制などの妥当性を踏まえた上で審査、採択されていた。研究期間中も中間・事後評価委員会での第三者評価による進捗管理が実施されていた。介護事業所における情報安全管理の手引きは、介護事業所において個人情報の漏えい等のリスク管理に貢献するものである。また、訪問看護サービスの安全管理に対するガイドライン作成は、訪問看護サービスの事故防止に貢献するものであり、有効性は高い。

4. 改善すべき点及び今後の課題

本研究事業では、当初の目的及び計画に沿って取組を実施できた。引き続き、高齢者に特有の疾患、病態（フレイル、サルコペニア等）に着目し、高齢者の生活の質を維持・向上、ひいては健康寿命延伸にも寄与する研究成果を創出し、介護予防や重度化防止に貢献する標準的手法や限られた資源の中で効果的・効率的にサービス提供できる体制・手法等の開発を推進する必要がある。また科学的な視点からのみならず、今後の審議会等での議論や最新の制度改正等も踏まえた上で研究に取り組まなくてはならない。今後の課題としては、安全性を含む質の高い介護サービスの提供及び第10期介護保険事業（支援）計画の策定に向けて、PDCAサイクルの好循環を推進するために、科学的介護情報システム（LIFE）等を活用し、エビデンスに基づく指標開発及び介入手法の標準化を実施していく必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和6年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

本研究事業は、令和5年6月14日に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の理念に沿って認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会の実現を目的とする。具体的には、全ての認知症の人が、自らの意思によって日常生活・社会生活を営むことができること、意見表明・社会参画の機会の確保により個性・能力を十分発揮できること、本人の意向が十分尊重され良質・適切な保健医療・福祉サービスが提供されること、本人・家族等への支援により地域で安心して日常生活を営むことができる環境を整備すること、といった視点に基づき、政策課題への具体的な対応方策を検討し、成果を国民に広く普及させる。

2. 研究事業の成果

「感染症蔓延を考慮した認知症に対する遠隔医療およびケアを可能・促進化する研究」（令和4～6年度）では、感染症蔓延下においても、認知症者が安心・安全に暮らせるように、認知症に対する医療およびケア全般がつつがなく進められるような遠隔化の方法を示した。「いわゆる〔治療可能な認知症〕と呼ばれる病態を適切に鑑別診断し治療に導くプロセスを検討する研究」（令和4～6年度）では、治療可能な認知症と呼ばれる状態を適切に診断する鑑別技術、及びその治療プロセスを提案し、「特発性正常圧水頭症（iNPH）と類似疾患との鑑別診断、および併存診断と治療、診療連携構築のための実践の手引き書」の執筆・公開を通して、医療従事者に対して本来治療されるべき疾患への対応プロセスを示した。「独居認知症高齢者等の地域での暮らしを安定化・永続化するための研究」（令和4～6年度）では、独居認知症高齢者の地域生活の継続と安定化に資する新たなエビデンスを集積し、「エビデンスブック 2024」を執筆・公開した。独居認知症高齢者等が一定の頻度で集いの機会を持ち、地域での疏通性を高め、さらに孤立のリスクに直面化したときには可及的速やかにサポートを行っていく地域システムを提案した「独居認知症高齢者等が尊厳ある暮らしを継続することができる環境づくりをめざして」を示し、今後自治体で活用されることが期待される。

3. 成果の評価

本研究事業は、認知症施策の基盤となる統計学的調査や、適時・適切な医療・介護等の提供につながる手法の開発・検証、認知症者や介護者の実態調査をはじめ、認知症の予防法、診断・治療法、介護モデル等の開発などを行っている。これらは、2024年1月に施行された認知症基本法の柱である「共生社会の実現に資する認知症に関する研究等の推進」において、施策に係る実態把握や課題抽出等のための研究であり、政策上の課題を解決するものであり、必要不可欠である。認知症基本法に掲げる基本的施策に基づいて、認知症の人への地域での支援体制や、適切な医療・介護の提供、重症化予防の方策・支援など多様なテーマを扱っており、これらの研究成果が施策に反映されることで、認知症の発症や進行を遅らせ、認知症になっても尊厳と希望を持って日常生活を暮らせる社会の構築に貢献する。さらに、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の促

進及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備、科学的知見に基づく研究の成果を広く国民が享受できる環境整備に資する。

4. 改善すべき点及び今後の課題

今後の認知症・軽度認知障害者数の増加に伴い、医療、介護、福祉における認知症に関連した課題も増加しており、今後とも認知症施策を進める上で行政的・社会的に優先順位の高い課題を厳選し、必要に応じて研究内容や方向性を見直しを行うことによってより一層効率的に研究を推進する必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和6年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

わが国の障害者数は人口の約 7.6%に相当するとされており、障害者数全体は増加傾向にある。また、在宅・通所の障害者が増加し、障害者の高齢化も進んでいる。その現状に鑑み、平成 25 年に施行された障害者総合支援法の理念を踏まえ、障害者とその障害種別を問わず、地域社会で共生できることを目的として実施されている多様な障害福祉施策について、エビデンスを踏まえた立案や実施ができるよう研究事業を実施する。

2. 研究事業の成果

療育手帳の判定ツールの開発・標準化、補装具の支給基準の見直しに向けた基礎調査、障害者の就労定着支援に関するマニュアル作成、精神医療と福祉の連携に資する包括的支援マネジメントに関する検討成果、筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群のバイオマーカー探索等、制度改正や報酬改定、疾患の治療法開発等の基礎となる様々な成果を得られた。また、医療現場における意思疎通支援に関する研究において、Web アプリの開発を行ったが、全体的な成果としては十分なものであったものの、普及には課題が残る結果となった。

3. 成果の評価

身体・知的・感覚器等障害分野において、令和 5 年度に引き続き療育手帳判定ツール (ABIT-CV) の開発及び標準化を進め、この判定ツールを含めた研究成果について社会保障審議会障害者部会へ報告し、今後、判定ツールの実装を想定した制度化に向けた議論が進められることとなった。また、精神・障害分野では、エビデンスに基づく具体的かつ実現可能な政策提言に向けた調査が効率的に行われ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築及び多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に資する成果が得られており、行政的に必要性の高い研究が実施された。また、各研究において、様々な領域の専門家による協力体制のもとで、効率的に研究が遂行された。

4. 改善すべき点及び今後の課題

障害者とその障害種別を問わず、地域社会で共生できることを目的として実施されている多様な障害福祉施策について、制度の立案や見直しに資する成果を得られるよう、引き続き、関係者の意見も踏まえつつ時宜を得た研究を実施していく必要がある。また、アプリやツールの開発等を行う場合には、開発後の普及も見据えた研究計画を講ずるよう努める必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和6年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

**令和6年度 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業研究事業
「成果に関する評価」**

(608630 千円)

1. 研究事業の概要

本研究事業は平時における感染症危機管理機能の強化、迅速かつ正確な病原体診断を全国規模で実施できるラボネットワークの整備、感染症指定医療機関の機能の充実、感染症発生時に備えた水際対策の充実、安全性及び有効性を踏まえた費用対効果の高い予防接種体制の構築等が必要である。本事業では次の感染症危機に備えるべく、必要な行政対応の科学的根拠を示し、感染症から国民の健康を守るための研究を実施する。

2. 研究事業の成果

国内における新型コロナワクチン有効性に関するエビデンスとして厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等に示されるなど、ワクチンに関する科学的知見を提供することで、我が国における予防接種法上の定期接種についての議論に貢献したほか、新型コロナワクチンや带状疱疹ワクチンをはじめとしたワクチンにおいて必要な知見を提供した。また、高齢者施設向けに介護職など医師・看護師以外の職種でも平易に理解できる薬剤耐性菌対策ガイドを作成し令和7年3月に発出した。さらに急性脳炎・脳症・急性弛緩性麻痺の診断の質向上のため、これらの疾患の原因を分子疫学的・免疫学的・微生物学的視点から明らかにし、「急性弛緩性麻痺を認める疾患のサーベイランス・診断・検査・治療に関する手引き」(第3版)が更新された。これらを筆頭に、それ以外にも数多くの特筆すべき成果が得られた。

3. 成果の評価

本研究事業は、厚生労働行政に直結する社会的要請の強い諸問題に緊急的に対応するために不可欠である。研究の目標や計画は、感染症危機管理事業発生時のみならず平時から感染症の発生に備えた体制を構築できるよう効率的に設計されている。プログラムオフィサー(P0)による定期的な進捗管理の導入等を行い、事業全体の効率性の推進を図った。体制整備や感染症に関わる人材育成、医療従事者や地域を対象とした手引きやマニュアル、市民への啓発活動に加え、新型コロナウイルス感染症等の体制整備や AMR、サーベイランス等、公衆衛生上有益である行政施策に直結する成果を多く産出し、社会的な貢献が大きいものと評価できる。

4. 改善すべき点及び今後の課題

行政的に緊急に解決が必要な課題について、短期間でより効果的な成果を得るため、研究計画の時点から施策寄与の観点を十分に踏まえて研究目的を設定する等の対応が重要である。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和6年度の研究課題について、

○	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

エイズに関する研究を総合的に実施することにより、新規 HIV 感染者数及び検査を受けないままエイズを発症してから報告される HIV 感染者の割合を減少させる。また HIV 感染者・エイズ患者及び血友病患者に対して全国で適切な医療を提供できる体制を整備すること、さらに HIV 訴訟の和解を踏まえた恒久対策の一環として必要な研究成果を得ることを目的とする。

2. 研究事業の成果

- HIV 検査体制について、受検者にとっても医療従事者にとってもより受検/施行可能な検査の導入を進めるためのマニュアルを作成した。
- 非エイズ関連悪性腫瘍の早期発見のため「癌スクリーニング方法に関する手引書」を作成した。
- 生活習慣病・加齢疾患を合併し救急搬送を必要とする血友病患者への対応として、「止血機能異常症のある患者の救急対応ガイド（第3版）」を作成した。

3. 成果の評価

HIV 感染者・エイズ患者の早期発見・早期治療や全国で適切な医療を提供できる体制の整備に資する成果が得られた。患者の治療経過を良好にすることや QOL の向上など多面的な救済が期待される。また患者本人のみならず他者への二次感染予防や医療費の削減効果が期待できる。

班会議に厚生労働省の担当官が参加し進捗管理が行われた。また、「エイズ対策研究事業の企画と評価に関する研究」班によりエイズ事業の各研究代表者による研究発表会を実施した。これにより研究の重複や間隙の発生が防止され、効率的に研究がなされた。

本研究事業の成果は次期エイズ予防指針の改正に向けた検討に活用されており、総合的にエイズ対策を推進するために必要な事業である。

4. 改善すべき点及び今後の課題

HIV 感染者及びエイズ患者の早期発見・早期治療開始に有効な研究成果が得られてはいるが、日本ではエイズを発症してから報告される HIV 感染者の割合は依然として約3割で、減少傾向が認め難い。その問題解決のため信頼できる郵送検査キットを利用した新たな HIV 検査体制の構築や、HIV 検査や医療にアクセスしやすい体制の構築に関する研究を推進すべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和6年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

本研究事業は、肝炎対策基本法・肝炎対策基本指針の趣旨に則り、国内最大級の感染症である肝炎の克服に向けた対策を総合的に推進するため、基盤となる疫学研究や、診療体制や社会基盤の整備、偏見・差別の防止等を目標に、肝炎に関する行政課題を解決するための研究を推進する。

2. 研究事業の成果

①NDB データ等を用いた 2020 年時点での肝炎ウイルス感染者数やB型・C型肝炎受療中患者数の患者背景・地域・受療内容別の算出、②肝がん・重度肝硬変患者の NCD データを用いたレジストリシステムの活用及び応用、③ナッジ理論の応用による肝炎ウイルス検査受検率の向上、④肝炎医療コーディネーターの活動補助資材の開発、⑤肝炎啓発のエデュテインメント資材の機能検証、⑥差別・偏見解消のための若年層への肝炎授業を含めた啓発資材開発、⑦地域連携ネットワークを用いた良質な肝炎診療のモデルケースの創出、などの成果が得られた。特に①・②・⑥については、当初の計画を上回る優れた成果であり、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の推進や肝炎ウイルス感染に対する差別・偏見の解消に多大な貢献が期待される。なお、中間・事後評価委員会で低得点であった研究課題はない。

3. 成果の評価

肝炎対策基本法及び、同法に基づく肝炎対策の推進に関する基本的な指針において、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するために必要な研究を進める必要がある。このため、受検促進、適切な肝炎医療の推進、新たな感染や偏見・差別の防止、地域における診療連携体制の構築、疫学研究、肝炎対策の評価といった肝炎総合対策に対して幅広く研究が実施された。

これらの成果は、肝炎ウイルス患者の円滑な受検・受診・受療の促進、肝炎についての知識の普及に関わる資材の開発、社会の多様性や地域の実情に応じた肝炎総合対策を実施していくために重要である。

4. 改善すべき点及び今後の課題

我が国には依然多くの肝炎ウイルスキャリアが存在し、ウイルス性肝炎の排除を目標としている。肝疾患実態把握のため、NDB データ等の解析や、肝炎ウイルスキャリア、肝炎ウイルス検査受検率、肝がん死亡率等の把握等、肝炎対策基本指針の令和9（2027）年の改正に向けたエビデンスデータの蓄積が重要であり、効率的・合理的な行政施策のための全国規模の疫学調査を継続すべきである。

また、全国の肝炎医療の均てん化については、地域における病診連携推進や効果的な肝炎対策の実施を行っていくことが課題として挙げられ、各指標の比較に全国的なデータ把握が必須となる。肝炎総合対策を客観的に評価する指標の継続的な運用によって、拠点病院等の肝炎医療の提供体制及び都道府県の実施する肝炎対策に関する事業の改善を図る

ことが重要であるため、地域の実情を踏まえた肝炎総合対策の充実や肝炎医療の均てん化につなげる研究を進めるべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和6年度の研究課題について、

○	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

少子高齢化など医療を取り巻く環境が変化する中、豊かで安心できる国民生活を実現するため、地域の実情に応じた医療提供体制の構築、医療人材の育成・確保、医療安全の推進、医療の質の確保等の課題の解決に資する研究を実施している。

2. 研究事業の成果

医療提供体制の構築や医療人材の育成・確保等に向けた様々な成果が得られた。例えば、DMAT活動要領をはじめとした各種計画の改定に向けた資料の作成、法医学領域における多職種連携等の事例に関する実態の把握、医師偏在対策に関しての総合診療キャリア選択促進因子の実態解明などの成果が得られた。なお、HL7 FHIRを用いた汎用性の高い情報利活用の方法論の確立と実装に向けた課題整理と対応策の検討に関する研究では、HL7 FHIRを用いた医療情報の利活用の仕組みの提案等の成果までは得られなかった。

3. 成果の評価

本研究事業は、85歳以上の高齢者の増加や生産年齢を含めた人口の減少や医療ニーズの多様化・高度化により、医療を取り巻く環境が大きく変化している中、患者の状態に応じた適切な医療を地域において効果的かつ効率的に提供できる医療提供体制の構築に向け、様々な研究が実施されており、必要性が高い。

また、原則として研究期間を2年以下とすること、進捗管理が適切に行われていることなど、効率的に研究が行われている。

さらに、多くの研究課題の成果が行政施策に反映されている。具体的には、医療計画の策定に関して必要な指標例や医療安全の推進に必要な基礎資料等の作成に活用されており、有効性が高いと評価できる。

4. 改善すべき点及び今後の課題

本研究事業では、政策上の課題を解決するため、これまで多くの調査や検証が実施されてきた。今後も、過去の研究成果や、同一研究課題においてすでに得られた研究成果を踏まえた上で、研究を遂行するべきである。また、成果が不十分とされた点もあることを踏まえ、政策に活用していく必要がある。

例えば、「HL7 FHIRを用いた汎用性の高い情報利活用の方法論の確立と実装に向けた課題整理と対応策の検討に関する研究」（令和6年度）については、令和6年度には利活用する対象情報を絞ることが進まなかったが、医療現場等におけるニーズが高い研究内容であること等を踏まえ、今後はより具体的な情報を絞ったうえで仕組みの提案までに繋げていくことが望ましい。

さらに、本研究事業の成果が広く地域医療の現場等に周知され、医療体制の充実や新たな医療情報通信技術の普及、人材育成の促進等に活用されるよう、実用性を高めるような取組を引き続き推進するべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和6年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
○	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

令和 6 年度 労働安全衛生総合研究事業「成果に関する評価」

(123, 712 千円)

1. 研究事業の概要

職場における労働者の安全と健康の確保並びに快適な職場環境の形成の促進に関して、労働安全衛生行政の推進を確保し、技術水準の更なる向上を図ることを目的とする。

2. 研究事業の成果

電磁的記録による持続可能な管理体制の確立が求められる中で、特殊健診等の情報のデジタル媒体管理を想定し、自覚症状の具体的な質問等複数の健診関連情報について標準化された構造に基づく電磁的記録フォーマットが開発された。今後、特殊健診等の電磁的記録フォーマットのモデルとして活用する。

テレワークの常態化により、身体活動量の低下や作業環境の不備に伴う新たな健康課題が懸念されている。安全衛生に配慮したテレワークを社会で推進することを目的に、テレワーク状況の把握、健康影響の解明、及び介入策の検討成果を踏まえガイドラインを作成した。今後、本ガイドラインを普及していく。

3. 成果の評価

近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業 4 日以上之死傷災害は前年比で増加している。また、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題となり、これらへの対策に取り組むことが必要になっているほか、治療と仕事の両立への取組みを推進することも求められている。さらに、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害防止対策も必要となっている。

一方で、テレワークの定着が目標となる中で、オフィスでの勤務との違いを踏まえた労働者の心身の健康管理が求められている。また、すべての女性が輝く社会・男女共同参画社会の実現を目指して女性の健康の包括的な支援が求められている。

これらの課題を解決するために、本研究事業によって職場における労働者の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成に係る科学的根拠を集積し、行政政策を効果的に推進していくことが必要である。

また、限られた事業予算の中で最大限の効果を得るために、特に労働災害防止計画に基づく、優先すべき重点課題を厳選して公募した。また研究費の配分においても、外部専門家による評価等を踏まえて、重点課題に直結した成果を得られる研究を実施できるように必要額を精査して、効率的に研究が遂行された。

本研究事業により、労働安全衛生の各分野の現状の分析、最新の工学的技術や医学的知見等の科学的根拠の集積、法令等の課題の抽出及び整備を継続的に行い、安全衛生関係法令の改正やガイドラインの策定等を行うことで、労働災害の減少、労働者の健康の確保等さらなる労働者の安全衛生対策の推進につながるため、有効であった。

4. 改善すべき点及び今後の課題

より一層行政需要に沿った研究を実施するだけでなく、「第14次労働災害防止計画」等を踏まえ、労働現場の詳細な実態把握及び医学的データの蓄積に基づき、労働者の安全対策、メンタルヘルス等の対策、仕事と治療の両立支援及び化学物質等による職業性疾病の予防対策等に資する研究を実施する必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和6年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

本研究事業は、国民の健康に直結する食品安全に係るリスク管理機関として、科学的根拠に基づく施策を効果的に実施するために必要な科学的知見の収集及び手法の開発等を実施している。

2. 研究事業の成果

「野生鳥獣の食肉利用に関わるリスク分析に資する研究」においては、野生鳥獣の異常個体・病変の病理学的研究が実施され、野生鳥獣肉の衛生管理に関するガイドライン別添のカラーアトラスを改定し、地方自治体や関係省庁等へ周知するとともに、狩猟者等関係事業者への情報提供・啓発に寄与した。

「食品中の放射性物質等検査システムの評価手法の開発に関する研究」では、食品中の放射性物質の非破壊検査法の科学的評価を行い、検査法の通知発出、情報発信の方法の改善を行った。

「食品を介したダイオキシン類等有害物質摂取量の評価とその手法開発のための研究」では、ダイオキシン類の摂取量を適時かつ継続的に調査すること等により、ダイオキシン類対策への取組の評価、国民への情報発信に寄与した。また、令和6年度に発生した紅麹製品による健康被害事案において検出された病因物質の究明を行い、厚生科学審議会食品衛生監視部会で報告するとともに、厚生労働省 HP に掲載し、国民への情報発信に寄与した。

3. 成果の評価

食品の安全確保の推進に必要な、食品等の効果的・効率的な監視・検査体制の充実、食品安全施策に係るリスクコミュニケーションの推進、HACCP の維持定着、評価に関する研究等の行政課題については、科学的な根拠に基づき施策を検討することが不可欠である。本研究事業では、食品中の有害物質などの国民の関心の高い研究、新たな検査法の開発等の成果が、各種の通知やガイドラインの作成に直接反映され、効率的・効果的に施策に活用された。

得られた研究の成果は、食品衛生監視行政の企画立案・評価を含め、日本国内で活用されたほか、WHO 等の国際機関にも提供された等、国際貢献にも活用されており、有効性が高い。

4. 改善すべき点及び今後の課題

食品等の監視指導に資するための科学的根拠を与える研究、リスク評価やリスク管理に資する研究などは重要であるため、引き続き推進する必要がある。また政府一体で進められる農林水産物・食品の輸出促進なども見据えた安全管理に関する研究等を推進していく必要がある。さらに、個々の研究班（特に若手研究班）の成果の質の向上や、研究班間の横断的な情報交換等により、効率的・効果的な研究の実施を図るとともに、研究事業が総合的かつ実効的に遂行されることが必要である。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和6年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、カネミ油症に関して総合的な研究を推進し、ダイオキシン類の生物学的毒性の解明や漢方薬等を用いたカネミ油症の治療法の開発等が行われている。

2. 研究事業の成果

油症患者の長期死亡リスクについて再評価を行うことを目的に、油症患者の生存・死亡情報をアップデートした。また、検診受診者について、血液中の PCDF 等（ダイオキシン類）の濃度を継続的に測定するとともに、血液中 PCB 分析の精度管理についてデータ解析を行い、定量分析が適切に実施されていることを確認した。さらに、基礎的研究においては、ダイオキシン類の受容体である AHR (Arylhydrocarbon Receptor) の働きに着目した実験を継続して行うとともに、気道上皮では SIRP α (シグナル調節蛋白 α) が炎症制御の新たな標的となり得ることを示唆する結果等が得られた。これらの成果は、今後の予防・診断・介入の基盤となるものであり、ダイオキシン類の影響のさらなる解明や、将来的な油症の治療等への活用が期待される。

3. 成果の評価

カネミ油症の診断・治療等に係る技術の向上やその成果の普及、活用及び発展を図るための研究が推進されており、行政的意義が大きく、また油症患者等にとっても極めて重要である。研究事業の成果は、患者、医療従事者に直接的に提供されるなど、効率的に研究から施策への移行がなされた。

4. 改善すべき点及び今後の課題

カネミ油症の疫学調査や漢方薬等カネミ油症の症状を緩和する可能性のある新たな治療薬などについても研究を進める必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和6年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

令和6年度 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業研究事業「成果に関する評価」

(429,095 千円)

1. 研究事業の概要

無承認無許可医薬品の監視業務、麻薬・覚醒剤等の薬物乱用対策、血液安全対策、医薬品販売制度・薬剤師の資質向上、市販後安全対策等の薬事行政における各種制度における課題に対して、政策を実行するために必要な規制（レギュレーション）について、科学的合理性と社会的正当性に関する根拠に基づいて整備するための研究を行う。

2. 研究事業の成果

国家検定における各品目の試験項目について、試験の削除が可能と思われる項目の検討を行うとともに、SLP（Summary Lot Protocol）審査のみによるロットリリースが可能な品目の選定を行い、PMDA への移管が行われた。薬物乱用・依存状況の実態調査を行い、薬物情勢を受けた国内施策の実施や国際会議での報告に活用された。血液製剤の医療需要と供給の予測、若年層に対する献血推進の方策とその効果、国内外の血液製剤に係る研究開発の動向を研究し、献血目標値案の調査会での報告が行われた。薬局薬剤師の対人業務の質を評価するための指標候補の開発が行われた。体外診断用医薬品の副作用報告制度及び添付文書の記載要領のあり方について検討し、制度改正や添付文書の記載要領通知の改訂につながる成果が得られた。

3. 成果の評価

薬物の乱用状況に関する実態把握や、市販後安全対策に関する検討、薬局薬剤師の対人業務の質を評価するための指標（Quality Indicator, 以下 QI）候補の開発などは薬事行政における各種制度の検討に貢献するものであり、重要な成果が得られた。また、血液事業に関しては、若年層に対する献血推進の方策とその効果に関する研究では、献血教育において参加型実習による効果を検討したところ参加型実習では初回献血者が増加する結果が得られた。この結果より献血教育で参加型実習が組み込まれることが期待され、今後活用される成果が得られた。

研究班会議には必要に応じて製薬団体や医療従事者、都道府県薬事取締当局等も参画するなど効率的に研究が行われた。特に、血液事業に関しては血液事業者も研究に参加し、また、研究成果が安全技術調査会等に基礎資料として提示され、成果及び提言が直接事業者において活用されるなど研究が効率的に遂行された。

事業全体として、研究成果を踏まえて関連省令や通知の改正をするなど、効率的、効果的な制度の運用がなされた。

4. 改善すべき点及び今後の課題

薬事監視等に関しては、感染研（現 JIHS）から PMDA への検定業務の移管が令和7年度から5年程度要する見込みであり、SLP 審査のみでロットリリースが可能な品目の検討を継続して実施する必要がある。

海外では、NPS（新規精神作用物質）による健康被害が報告されており、これらの物質が

インターネット販売等を通じて国内に流入する可能性があるため、NPS に関する海外の情報の収集及び分析法・鑑別法の構築が求められている。

新規血液の開発動向の調査の結果、各種の新規血液製剤の製造・開発の点で課題が多く、薬事承認が見通せる段階には達していないことがわかった。今後は国内での開発・承認申請を促進するべく、海外での有効性、安全性等のエビデンスを調査していく必要がある。

地域住民の予防・健康づくり等に必要な情報提供・相談対応等の健康サポート機能の取組が薬局には求められており、薬局薬剤師が地域包括ケアシステムの中で果たすことができる役割をより明確にし、薬局薬剤師の地域への関与の深化を図るべきである。

新たな技術を用いた医薬品・医療機器等の開発が進んでおり、知見の蓄積が小さいことを前提にした上で医療 DX も踏まえた安全対策を実施するべきである。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和6年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

化学物質によるヒト健康へのリスクに関して、化学物質の総合的かつ迅速な評価、新たな評価手法の構築を実施するとともに、規制基準の設定等必要なリスク管理、的確な情報発信を通じ、国民生活の安全確保を目的として、化学物質の有害性評価の迅速化・高度化に関する研究等が実施されている。

2. 研究事業の成果

室内空気中化学物質の採取方法と測定方法（室内空気中化学物質の測定マニュアル（医薬発 0117 第1号 令和7年1月17日付 厚生労働省医薬局長通知））について、技術進展に応じた測定方法に改定・統合することにより、室内空気中化学物質対策に貢献することができた。

OECD のテストガイドライン（TG）の改良に向けて研究を進め、EpiSensA（Epidermal Sensitization Assay）を含む TG442D を改定することができた。

3. 成果の評価

本研究事業は、日々の国民生活に利用される化学物質の有用性を踏まえ、化学物質を利用する上でヒトへの健康影響を最小限に抑える目的で行う種々の行政施策の科学的基盤となる事業であり、国民生活の安全確保に大いに寄与する不可欠なものである。研究事業の推進にあたり各研究課題で実施される班会議に所管課室の職員が出席し、必要な指摘を行うほか、研究班相互の意見交換を促進するなど、研究の方向性を適宜調整しつつ進捗管理が行われた。また、得られた成果は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、毒物及び劇物取締法、有害物質を含有する家庭用品に関する法律等の各施策への活用のみならず、国際的な試験法ガイドライン等の策定に直結するなど、国際貢献にも資するものである。

4. 改善すべき点及び今後の課題

リスクを最小化した状態で化学物質を使用することが化学物質管理の国際的目標であり、この達成に向けて引き続き国際協調の下で化学物質の有害性評価を進めていく必要がある。当該目標達成のため化学物質の有害性評価の迅速化及び高度化に取り組むとともに、毒物劇物や家庭用品、室内空気中化学物質など生活環境中の化学物質に関連して必要な施策の策定に資する科学的根拠となる調査や評価を進め、国民の安全な生活の確保に資する成果の取得を目指す必要がある。また、化学物質に関する各種施策へと活用される研究成果が得られるような研究を一層推進していく必要がある。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和6年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

1. 研究事業の概要

安全・安心な国民生活の確保を目的とし、健康危機事象への対応に向けた研究を実施している。

2. 研究事業の成果

- 「保健所における健康危機管理対応の推進等に関する研究」（令和5～6年度）では、平成13年に発出された「地域における健康危機管理について～地域健康危機管理ガイドライン～」の改定案が作成された。
- 「健康危機発生時における保健所設置自治体や保健所の組織体制並びに人材育成等の強化、及びブロックごとのDHEAT体制強化のための研究」（令和6～7年度）では、3箇所の地方ブロックにおいてDHEATの対応体制強化を目的とした実証訓練が実施された。
- 「災害時における地域保健活動を推進する体制整備に資する研究」（令和6～7年度）では、関連施策の動向精査、自治体を対象とした調査を実施しており、結果をもとに健康危機管理事象発生時の保健活動に関する提言として公表する予定である。有事並びに平時の保健活動体制の強化・推進に寄与することが期待される。
- 「デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理基準の達成等に向けた検証研究」（令和5～7年度）で得られた知見を踏まえて、「デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理のあり方に関する検討会」の中間とりまとめを作成し、令和6年6月に公開した。これらの成果により、衛生水準や点検・検査の真正性を維持した技術活用に係る制度改正が進むことが期待される。
- 「公衆浴場の衛生管理の推進のための研究」（令和4～6年度）では、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」における糞便汚染指標の検査方法の検証、保健所等へのアンケート調査結果を踏まえた「入浴施設の衛生管理の手引き」の改訂の検討などを行った。
- 地方公共団体職員を受講対象とした令和6年度生活衛生関係技術担当者研修会において、生活環境安全対策分野の令和6年度の研究成果を各研究課題の研究代表者から講義を行い、最新の知見をフィードバックした。
- 「CBRNE（※）テロリズム等に係る健康危機管理体制の国際動向の把握及び国内体制強化に向けた研究」（令和4～6年度）では、国内外のネットワークを通じて、CBRNEテロリズムについての国内外の最新の科学的・政策的知見を集約し、先行研究にて作成した「CBRNEテロ対策医療・救護支援ツール」の改定を行った。

※CBRNE：Chemical, Biological, Radiological, Nuclear, Explosive

3. 成果の評価

地域保健の成果に資するガイドの骨子作成等は、地域の人材育成や、健康危機発生時の地域保健体制構築の充実等、全国の健康危機管理体制の底上げ、均てん化に寄与した。生活環境に関する研究の成果は、各自治体での活用や、事業者の監督衛生指導、公衆浴場における水質基準等に関する指針、建築物環境衛生管理基準の見直し等、生活環境の適切な

保持に寄与した。CBRNE テロリズム等に係る研究の成果は、テロリズム発生時の対応について、行政担当者のみならず現場で対応する医療者とも共有することで、本邦における有事の対応の改善に大きな役割を果たした。自然災害対策の研究成果は、災害時保健医療福祉活動の包括的なマネジメント向上のための基礎資料として、対応能力の向上に寄与した。

4. 改善すべき点及び今後の課題

多様な健康危機課題を対象に、行政機関と関係機関・団体との連携のあり方や人材育成の方法等についての研究が実施されてきた。本研究事業は分野横断的対策と個別分野対策から成っており、時事の変化に柔軟に対応するためにも、平時と健康危機管理時の両面における行政機関の機能強化やマネジメントに関する研究推進を図ることが重要である。そのためには、今後、地方自治体や他省庁との連携をさらに充実させ、より実効性のある総合的な対策を打ち出すことが必要であり、そのためには関連機関と連携した研究が必須である。

5. 総合評価

研究事業の目的・目標の達成に向けて実施された令和6年度の研究課題について、

	不十分な成果となった課題がなく、特筆すべき成果があるなど計画を上回る成果が得られた。
○	不十分な成果となった課題がなく、計画どおり順調な成果が得られた。
	一部不十分な成果となった研究課題はあるものの、概ね計画どおり順調な成果が得られた。
	不十分な成果となった研究課題が多く、研究事業全体として不十分な成果であった。

と判断される。

3) 終了課題の成果の評価

今回個別の研究成果の数値が得られた 256 課題について、原著論文として総計 2,471 件、その他の論文総計 991 件、学会発表総計 3,752 件が得られている。表 2 に研究事業ごとの総計を示す。なお、1 課題あたりの件数は、原著論文 9.7 件、その他の論文 3.9 件、学会発表 15.7 件であった。

厚生労働省をはじめとする行政施策の形成・推進に貢献する基礎資料や、診療ガイドライン、施策の方向性を示す報告書、都道府県への通知、医療機関へのガイドライン等、施策の形成等に反映された件数及び予定反映件数を集計したところ 108 件であった。具体例としては、「大学病院の医師の労働時間短縮のための実践マニュアル」、「アミロイド PET イメージング剤の適正使用ガイドライン」、「遺伝子腫瘍症候群に関する多遺伝子パネル検査 (MGPT) の手引き 2025」、「健康づくりのための身体活動・運動ガイド 2023」、「介護事業所における情報安全管理の手引き」、「高齢者施設における薬剤耐性菌対策ガイド」、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針 (ガイドライン)」の作成、改定などの成果があった。一方、関連する課題を研究対象とする班との連携が不十分であったことなどにより、目的とする成果が一部不十分であったとする事業が複数あったものの、全般的には、学術的な成果のみならず、施策への反映又は普及啓発活動に資する成果が得られており、終了課題については、概ね有効な成果が得られていると評価できる。

なお、本集計は令和 7 年 6 月 24 日時点の報告数を基礎資料としたものであるが、研究の終了直後であり、論文、学会発表、特許の出願及び取得状況、施策への反映等の数については今後増える可能性が高いこと、分野ごとに論文となる内容に大きな違いがあること、さらに研究事業によって研究班の規模等に差異があることなども考慮する必要がある。

表 2. 厚生労働科学研究費補助金の令和 6 年度終了課題の行政効果

研究事業	課題数	原著論文(件)		その他論文(件)		学会発表(件)		特許(件)		その他(件)	
		和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策への反映	普及啓発活動
政策科学総合研究（政策科学推進研究）	7	2	5	0	0	15	1	0	0	0	15
政策科学総合研究（統計情報総合研究）	3	0	2	0	0	8	3	0	0	0	31
政策科学総合研究（臨床研究等ICT基盤構築・人工知能実装研究）	5	0	1	0	0	2	1	0	0	0	0
政策科学総合研究（倫理的法的社会的課題研究）	1	0	0	0	0	6	3	0	0	0	2
地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究	1	7	0	0	0	6	2	0	0	0	0
厚生労働科学特別研究	44	25	18	18	1	81	16	0	0	11	13
がん対策推進総合研究（がん政策研究）	11	13	39	33	20	162	13	1	4	12	69
循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究	20	62	218	152	5	320	53	0	0	7	17
女性の健康の包括的支援政策研究	1	3	25	0	0	13	0	0	0	0	1
難治性疾患政策研究	13	136	570	99	26	733	133	1	0	9	33
腎疾患政策研究	2	42	266	31	2	210	36	0	0	10	506
免疫・アレルギー疾患政策研究	6	2	17	5	1	39	23	0	0	2	1
移植医療基盤整備研究	3	7	0	0	0	17	1	0	0	1	4
慢性の痛み政策研究	3	7	85	57	0	228	18	0	0	0	75
長寿科学政策研究	3	0	0	0	0	12	3	0	0	0	0
認知症政策研究	4	20	53	158	43	181	75	0	0	5	141
障害者政策総合研究	20	54	96	90	8	219	39	1	0	15	35
新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究	22	41	248	67	24	259	24	0	1	13	17
エイズ対策政策研究	6	5	88	9	3	54	10	0	0	4	46
肝炎等克服政策研究	1	2	99	10	0	48	17	0	0	1	0
地域医療基盤開発推進研究	33	17	27	23	1	99	8	0	0	5	39
労働安全衛生総合研究	5	0	18	1	0	20	25	0	0	0	7
食品の安全確保推進研究	10	9	47	0	1	85	18	0	0	0	18
カネミ油症に関する研究	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究	16	4	16	22	3	62	10	0	0	10	7
化学物質リスク研究	5	1	46	5	0	123	26	1	0	0	2
健康安全・危機管理対策総合研究	11	17	11	65	8	167	25	0	1	3	47
総計	256	476	1,995	845	146	3,169	583	4	6	108	1,126

（注） 各集計数は、研究者によって「厚生労働科学研究成果データベース」に登録された件数（令和 7 年 6 月 24 日時点）を反映している。「厚生労働科学研究成果データベース」では元々の終了予定年度で課題を管理しているため、件数には当初令和 5 年度に終了予定であった課題（令和 5 年度から繰り越し、令和 6 年度に終了した課題）は含まれない。また、各集計数は、研究期間の終了直後の値であり、今後増える可能性があること、研究分野により論文化のしやすさに大きな違いがあること、研究班により、研究に携わる研究者等の規模等に差があること、なども考慮する必要がある。

5. 研究事業全体の評価

令和6年度の厚生労働科学研究の成果を評価した結果、厚生労働省をはじめとする行政施策の形成・推進に貢献する基礎資料や、施策の方向性を示す報告書、都道府県への通知、医療機関へのガイドラインや学習資材等、施策の形成等に反映された件数及び予定反映件数を集計したところ 108 件あった。また、研究事業の成果は適宜、学術誌に掲載されるなどされており、終了課題に関する集計では 2,471 件原著論文がある等、学術的な成果が示されていた。これらのことから、行政課題の解決に資する成果を挙げている研究事業があるものと判断できる。

公募研究課題については、行政的に必要な研究課題が公募され、新規分と継続分を合わせて応募課題数の 86.8% (698/804) が採択され、必要性、緊急性が高く、予算的にも効率的な研究課題が採択・実施されていると考えられる。また研究の成果を踏まえた研究事業・課題の見直しも行われており、効率性は高いものと判断できる。

各研究課題に対する評価方法についても適宜整備されており、各研究事業の評価委員会の評価委員が各分野の最新の知見に照らして評価を行い、その結果に基づいて研究費が配分されており、また、評価委員会における中間評価では、当初の計画どおり研究が進行しているか否か到達度評価を実施し、必要な場合は研究計画の変更・中止が決定されるため、効率的に研究事業が運営されていると判断できる。

いずれの事業においても行政部局との連携の下に研究が実施されており、研究事業全体として、学術的な成果はもとより、施策の形成への反映等の行政への貢献の観点からも有効性は高いと評価でき、国民の健康・福祉の向上に一層資する研究がなされるよう、今後とも政策等への活用の観点も踏まえた研究成果の的確な評価委員会における評価及び評価結果を踏まえた研究の推進を図る必要がある。